

村・県民税の申告について

◎原則、昨年度栗国村で申告された方で、今年度も申告の義務があると見込まれる方については、お一人ずつ事前にはがきで通知します。(令和7年1月末発送予定)

手元に届いていない場合は、役場総務課にて申告書を配布しておりますので、申告が必要な方は、手続きをお願いします。

令和7年度の村・県民税の申告相談を令和7年2月17日(月)から3月17日(月)までの期間に栗国村役場で行います。これは令和6年中に得た収入を申告していただくものです。この内容が令和7年度の村・県民税や国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの算定基礎となります。また、所得・課税証明などの諸証明もこの申告に基づいて発行されますので、申告する方は、期間内に申告してください。(令和6年分確定申告についても同期間で行います。)申告の内容によっては、北那覇税務署にご案内する場合があります。

《お問い合わせ先》栗国村役場総務課税務係 098-988-2016

◆ 申告会場 栗国村役場 総務課 税務係 窓口

◆ 申告期間 令和7年2月17日(月)～3月17日(月)
※土・日・祝日は除きます。

◆ 申告時間 午前9時～午後5時

◆ 受付内容 住民税申告、一般的な所得税申告



交通災害共済

交通災害共済とは

年額500円で、交通事故が起きた場合に見舞金が支給される共済事業です。

加入の資格は

栗国村に住民登録している方、または外国人登録している方は年齢に関係なく誰でも加入できます。また、修学のため、一時的に他市町村へ転出されている方も加入することができます。

共済期間は

毎年4月1日から翌年3月31日までとします。ただし、4月1日以降に加入される方は、役場で加入申込書が受理された日の翌日から、共済期間満了の日(3月31日)までとします。



お問い合わせ先：栗国村役場 総務課 988-2016 担当：喜瀬